

お客様各位

「約款・規定集」の一部改訂について

当社は、法令諸規則の改正等にともない「約款・規定集」に掲載しております下記約款等を改訂いたしましたのでご案内いたします。

記

○改訂する約款等

名 称	改 訂 日
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び 特定非課税累積投資に関する約款	2026年1月5日
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	2026年1月5日

○新旧対照表（下線部分が変更箇所です）

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」

新	旧
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、静岡東海証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び <u>第6号</u> に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。	(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、静岡東海証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び <u>6号</u> に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
第2条（現行どおり）	第2条（省略）
(特定累積投資勘定の設定) 第3条（現行どおり） 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に <u>当該廃止通知の提出又は提供</u> があった場合には、同日)において設けられます。	(特定累積投資勘定の設定) 第3条（省略） 2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。
第3条の2～第5条の2（省略）	第3条の2～第5条の2（省略）

(次ページに続きます。)

新	旧
(譲渡の方法) <p>第6条 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	(譲渡の方法) <p>第6条 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
第7条～第8条（現行どおり）	第7条～第8条（省略）
(非課税口座の開設について) <p>第9条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします。</p>	(非課税口座の開設について) <p>第9条 2028年10月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合若しくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合又は廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします。</p>
2 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたします。	(新設)
第10条～第11条（現行どおり）	第10条～第11条（省略）
(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い) <p>第12条 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>	(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) <p>第12条 客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>
第13条～第14条（現行どおり）	第13条～第14条（省略）
(契約の解除) <p>第15条（現行どおり） ①（現行どおり） ② 租税特別措置法第37条の14第23項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第25項に定める「(非課税口座)帰国届出</p>	(契約の解除) <p>第15条（省略） ①（省略） ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出</p>

(次ページに続きます。)

新	旧
書」の提出をしなかった場合 税特措法第37条の14第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)	書」の提出をしなかった場合 税特措法第37条の14第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
③ 税特措法第37条の14第 <u>23</u> 項第2号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日	③ 税特措法第37条の14第 <u>22</u> 項第2号に定める「出国届出書」の提出があつた場合 出国日
④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合(「非課税口座」継続適用届出書を提出した場合を除く) 税特措法第37条の14第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日)	④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合(「非課税口座」継続適用届出書を提出した場合を除く) 税特措法第37条の14第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があつたものとみなされた日(出国日)
⑤ (現行どおり)	⑤ (省略)
第16条～第18条(現行どおり)。	第16条～第18条(省略)
この約款は、令和8年1月5日より適用させていただきます。	(追加)

「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」

新	旧
第1条～第9条(現行どおり)	第1条～第9条(省略)
(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)	(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)
第10条(現行どおり)	第10条(省略)
2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合は、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日	(新設)
第11条～第18条(現行どおり)	第11条～第18条(省略)
(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)	(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)
第19条(現行どおり)	第19条(省略)
2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合は、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日	(新設)
第20条～第27条(現行どおり)	第20条～第27条(省略)

(次ページに続きます。)

新	旧
(非課税口座のみなし開設)	(非課税口座のみなし開設)
第28条 2024年以後の各年(その年 <u>1月1日</u> においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14 第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。	第28条 2024年以後の各年(その年 <u>1月1日</u> においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14 第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
2 前項の場合には、お客様がその年 <u>1月1日</u> において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14 第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。	2 前項の場合には、お客様がその年 <u>1月1日</u> において 18 歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14 第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。
(本契約の解余)	(本契約の解余)
第29条 (現行どおり)	第29条 (現行どおり)
① (現行どおり)	① (現行どおり)
② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
③ 第18条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	③ (新設)
④ (現行③)	④ (現行③)
⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)	⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第13条第1項の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
⑥ (現行⑤)	(現行⑤)
第30条～第31条 (現行どおり)	第30条～第31条 (省略)
<u>この約款は、令和8年1月5日より適用させていただきます。</u>	(追加)

以 上